

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 2 回枚方市空家等対策協議会 方針策定部会
開 催 日 時	平成 27 年 12 月 17 日（木） 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市民会館 2 階 第 5 集会室
出 席 者	村上部会長、高瀬副部長、小川委員、狩野委員、染林委員、妹尾委員、鳥野委員、中村委員、西中委員、松尾委員、三宅委員
欠 席 者	岡委員
案 件 名	1. 開会 2. 枚方市における特定空家等への対策のあり方について （1）特定空家等の判断基準について （2）法に基づく特定空家等に対する措置の手順について （3）特定空家等に対する市独自制度について 3. 協議会による市民意見の聴取について 4. 今後のスケジュールについて 5. 閉会
提出された資料等の 名 称	次第 資料 1. 第 1 回枚方市空家等対策協議会における委員意見および 整理内容 資料 2 - 1. 特定空家等の判断基準について 資料 2 - 2. 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定 空家等に対する措置の手順（案） 資料 2 - 3. 特定空家等に対する市独自制度について 資料 3. 枚方市空家等対策協議会による市民意見の聴取について （案） 資料 4. 枚方市空家等対策協議会方針策定部会スケジュール（案） 参考資料 1. 枚方市パブリックコメント実施要綱
決 定 事 項	○特定空家等の判断基準中、樹木について 30%から 10%と、 高さを 2メートルから 3メートルとする。 ○市民意見の聴取の試案を、市民にわかりやすく修正する。修正 の確認は部会長に一任する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境保全部 環境衛生課

審 議 内 容

総括

議事2. 枚方市における特定空家等への対策のあり方について

○特定空家等の判断基準として市から示された原案のうち、樹木の越境についての基準を改める。

議事3. 協議会による市民意見の聴取について

○市民意見の聴取の試案を、市民にわかりやすく修正する。修正の確認は部会長に一任する。

議事1. 開会

部会長 それでは、平成27年度第2回枚方市空家等対策協議会方針策定部会を開催いたします。

議事2. 枚方市における特定空家等への対策のあり方について

部会長 それでは、審議に入っておりますが、枚方市の特定空家等への対策のあり方について、本日も貴重なご意見をたくさん賜りますようよろしくお願いします。

 前回の部会では、事務局から原案が示されまして、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。

 1月には市民意見の聴取を予定しておりますので、市民の皆様には提示できるよう、本日の審議で対策のあり方についてまとめてまいりたいと思います。

 それでは、最初に、先日のご意見を踏まえた考え方につきまして、事務局のほうで整理しているとのことですので、それに対して説明をお願いします。

事務局 (資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3に基づき説明)

部会長 ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見やご質問はありますか。

委員 資料2-2の3ページに、身分を示す証明書の携帯と提示というところがあります。その下の2行目に、「所有者等やその他関係者」という言葉が入っています。ここまでは「所有者等」と記載してきているところに、ここだけ「所有者等やその他関係者」という言葉が出てきます。その他関係者というのは一体どういうものを、想定されているのですか。

事務局 法の記載は関係者というかたちになっています。法の中で所有者等とこれは区別されているものと考えますので、もちろん所有者等、いわば所有者、管理者というこの定義を含む関係者というふうに解釈しています。

その具体例としては、占有者というかたちのお住まいの方がおられる可能性があります。いわば所有者、管理者と別に占有者というかたちの方です。もしくは、例えば、警察の方が立入調査をしている最中に何をしているのかという質問があったり、隣接の方がどういったことで来られているのかという、要は市が勝手に入っていくということについて異議を持たれる方というのを、いわゆる関係者というふうに解釈しています。

委員　　今の説明で、占有者と、近隣の人たちというふうに大別できるというふうに伺いましたけれど、近隣の人たちに説明する場合に、なぜ身分証明証を提示しなければならないのですか。

事務局　　近隣の方で、管理を依頼されていると言われる方に、提示の義務があるかどうか別として、市が何をしているのかを説明する時に提示をする場合があるかと思えます。

委員　　いわゆる近隣の人に安心を与えるサービスですか。

事務局　　そうです。提示をする義務はないとは考えています。

委員　　そうですね。近隣の人が請求したときに、身分を示す証明書を見せる義務があるのでしょうか。義務の範囲を広げると、尋ねた方の住所などを聞くという話になってきます。

事務局　　義務が発生するものとは、そこに住む占有者のほか、例えば警察は職務質問をする権限を持っていることから、提示をする必要があると考えています。

おっしゃられるように、近隣住民が不審に思われているという場合には、市民サービスという意味合いで安心を与えるために、こういったことでやっていますよという説明を、必要に応じて行うことにはなると思えます。

委員　　部会長に、協議会での考え方をまとめていただけたらと思います。今の説明でちょっとまだ納得できません。関係者の範囲というところが非常におぼろげであると思います。いわゆる占有者は、その家を管理している人だと考えます。所有者及び管理者が所有者等という表現になっていますが、所有者等の中の等という言葉に、占有者が外れるとは思いません。法的に言って、無断で占有している人であっても、いわゆる本当に法的に占有している人であってもです。これはどうなのでしょう。

委員　　多分、これは全体の文章の定義づけの問題かと思えます。定義の中で曖昧なものがあれば運用するときに困ってくると思いますが、ただ大きな定義を文言に全て当てはめるということも適切ではない場合もあるかと思えます。関係者ということを含めて考えるべきところで「所有者等」に入れても別に間違いではないとは思いますが。この立入調査をするときに、誰であるかがわからないと「誰ですか」

と聞かれることは想定でき、要は不審者と思われて通報しようかと思って市民の方が来られることがあるように思います。ですので、実際に所有者等の中に含めてと考えられていたとしても、提示を求められたときに誰に提示するかを説明するものとして、少し膨らませて具体的に書いても間違いではないと思います。

ただ、情報の定義の解釈としては、これをこういう場合も含みますと、ここで協議をして、定義を確定する必要があるかとは思いますが。

それで、「お宅誰ですか。」と、110番するということが想定できると思いますので、近隣か近隣じゃないか、遠方か通りかかった人かという議論は、余り意味がない気がするので、抽象的な書き方になっていると思います。これを提示するというのは、まあケース・バイ・ケースだと思うので、適宜これ必要に応じて提示する、サービスの部分で、効果的に運用しやすいようなかたちで、ここは膨らませたほうがいいのかと、かつ、ほかのところの条項と矛盾がないということも、議論をして固めていかないといけないというふうに思います。

部会長 要するに、ここに書かれている「所有者等」の等の中には占有者はもちろん入ると、しかし、それだけじゃなく、その他関係者ということで、町内会の人とかそういう人たちが入るだろうということだろうと思います。そうじゃないと、地域の人も心配ですし、市役所ではなく、ひょっとしたら詐欺やら良からぬ人が勝手に、市役所の職員らしき服装をしてやって来るかもしれない、不審に思って「どなたさまですか。」と聞くときを念頭に置いているのもあろうかと思えます。

この表現でどうですか。

委員 協議会で、そういうことでいいということであれば、それでいいと思います。

部会長 こういう表現にしておけば「所有者等」の中に占有者が入って、「その他関係者」の中で町内会の人たち地域の人が入るということではいかがでしょうか。

委員 結構です。

委員 その他関係者という表現で、例えば、介護が必要な方でケアマネージャーさんなどは、いわゆる相続人でも管理人でもないですから、その方は「その他関係者」入るのかなと考えます。ただ、「その他関係者」の中に通りがかりの人が入るのかと思ったときに、どこまで広げるのか、この協議会の中で決めればいいのか。

委員 決めるというか、ケース・バイ・ケースです。

だから、私はこれを提示するという記載は、適宜提示するとか、ちょっと膨らませたらよいかと思います。来る度に提示しないといけない、義務が生じるのかのような記載となれば、実際運用としてしんどいかなという気がします。

委員 そうですね。だから、その他関係者に通りかかる人とか近隣の人を含めると、

その他関係者になるのでしょうか。

委員 通りがかりか近隣に住んでいるかはわかりません。

委員 わかりません。どこに住んでいるかを聞いたとして、どうして言わないといけないんだと言われてたり、ちょっとトラブルがあるかも知れません。

委員 身分証明証を見せたほうが楽だと思います。

委員 逆に市役所じゃない人が勝手に来たとき、適宜提示するとしたときに、しないときもあり得るような表現があったら、ちょっと心配です。原則はこのように「提示する」としておいてはどうでしょうか。変な人だったら提示できないでしょう。そういう仕組みもあろうかとは思いますが、この表現でいかがでしょうか。

委員 協議会でそういうかたちということであれば結構だと思います。

部会長 ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

委員 資料1の4ページ一番下のところですけど、「空家等の所有者等が行政からの措置命令に従わない場合」という、措置命令が出されて一定の相当の期間を設定して、それでも従わない場合という中で、「当該空家等の所有者等の氏名、当該空家等の所在地、措置命令の内容等を公表するという措置が有効であると考えられる」とありますが、所有者の氏名のみならずこの住所の公表というのはどのように考えていますか。氏名に加えて住所も公表したほうが、さらに有効な措置になるのかと考えますが、いかがでしょうか。

委員 今、委員がおっしゃった所有者等の住所を公表したらどうかという話ですが、逆にその住所を公表することによってマイナス点はないでしょうか。名前と所在地の公表という効果が認められ、所有者等の住所を出してもっと効果があるのかを審議しなければと思います。恐らく、名前だけ書かれるだけでもかなりの効果、プレッシャーかかるのではないかと、住所まで書くと書き過ぎではないのかという気がします。

部会長 事務局からも説明をお願いします。

事務局 資料3の13ページに、市の独自制度の中の氏名の公表につきましては、公示内容に加え、命令を受けた者の住所及び氏名、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称というかたちになっています。資料1だけではこの記載はなく、申し訳ありません。市の原案としては住所を公表するということです。

実情につきましては、ご審議いただけたかというふうに思います。

委員 考え方としたらこうだけれども、委員が言われたように記載してあるということですね。

事務局 それで結構です。

部会長 要するに結論的には、氏名と住所も含むということですね。それと、空家の所

在地をあわせて公表するとのことでした。

委員

資料1の2ページの、2メートルの高さまでの範囲の全部または一部というところでは、最初の2メートルまでという表現をこのように変えていただいて、今度は地上から2メートルというところまで範囲を伸ばしていただきました。そうすると、2メートルでいいのかなというところが気になります。トラックとか、実は3メートルないところは入れませんというところがあります。実際の適用例としてトラックとかそういうものはどうなるのか、気になります。

実際に2メートルという数値目標を書こうとしておられるのですが、数値目標を書かない方が現実的に対処しやすいと思います。車の通行に支障がかかる、それから人の通行に支障がかかる、ではどうでしょうか。具体化することはわかりますが、書くと、2メートル50センチの車はどうなるかという話がでてきます。そのあたりをもう少し協議会で練っていただきたいと思います。

委員

たぶん2メートルという高さは、通行者が自転車に乗っていて当たるぐらいだと思います。自転車乗っていて、目のところに雑草が入ったということをよく聞きます。車の想定をされていないのではないですか。

事務局

特定空家等として措置を行うにあたっては、多くの方の支障になるというところを考慮しています。2メートルというのは、まさに人の高さ、もしくは自転車で走行される方の高さで、車につきましてもおおむね目線、車を運転する目線を想定したうえで、この程度の範囲と判断し記載させていただきました。

ただ、具体的にその数字が適切なのかにつきましては、さまざまなお考えがあると思います。おおむね人の背の高さ、しかも30%以上を超えるものは交通の支障に影響し、多くの方がこの状況では支障が生じるであろうという場合を想定して、こういう記載にはなっております。あくまでも事務局としての考え方でございます。

委員

逆に樹木の場合、2メートルぐらいまではカットしているけれど、その上で伸び出ている樹木も結構あります。地上から見たら、その樹木も問題ではあると思います。だから、樹木が2メートル以内の敷地に入っているけれど、その上がどんどん伸びている樹木に対しても対処が必要かと思います。邪魔ではないですけど、景観的には問題となる覆いかぶすような樹木はあるわけです。

委員

私どもの地元であります。神社などで歩道があって、そこに樹木生えており、カットするのは通行の範囲までですけど、上は伸びており、これ上までやろうと思ったら相当なお金も費用もかかってくるわけですから、だから手っ取り早いところ2メートルまでカットしているわけです。通行には邪魔にならないけれど、上には出ています。

部会長 それも規制をせよということですか。

委員 基本的には上も規制したほうがいいのではないかと思います。

部会長 事務局はどうですか。

事務局 事務局といたしましては、上に伸びている件は景観というかたちになりますので、この項目につきましては、あくまでも周辺地域に著しい影響を与えるというところの判断基準になります。景観で別の基準を定める必要がありますし、法によらない行政指導も行政としては可能ですので、例えば、前にかかっているので、お願いしますという程度の行政指導はあります。けれども、特定空家等の強制的な措置というところで、やはり支障を与えるというところの一定の基準は設ける必要があるというふうに考えています。

今おっしゃられた景観という部分が、実際は事例があります。かなり大きい木で、全然交通には支障がないですけれども、上はかなり道を覆うような大木があり、苦情をいただいているのも事実です。見苦しいというのと、落ち葉の苦情がありますので、全く規制が必要ないかということではないですけれども、それは特定空家等という特殊なケースに該当するかどうか、ご審議いただけたらと思います。

部会長 委員のご提案に対して、他の景観の項目で取り上げ、今の審議しております資料1の2ページの上の高さ2メートルとか、幅員の30%以上にあたっているかは、支障の判断基準としてはいかがでしょうか。ほかの委員の方は、どうですか。

委員 高さの視点ですけれども、実際に迷惑をこうむるのは土地の境界です。そこから超える分は基本的にはかかると思います。ただ、その境界の中であって、仮に高さが10メートルあって採光のことから切ってくれという、そういう相談を今まで受けたことないのでわからないですけれども。高さは非常に難しいです。越境するから迷惑になると考えます。

仮に道路幅が10メートルあったとして、その30%って3メートルです。この数値がちょっと無理があるかと思います。不動産を扱っている者の感覚から言うと、基本的に今越境してすぐどうしようもならないものは、例えば、建てかえするときは必ず越境しないように履行書を交わすという指導のもとでやっています。高さについては、2メートルを超える範囲、例えばダンプなんか2メートル50ぐらいありますから、当然当たります。

昔ユニックという大きな車に乗っていたときに、狭い道路で1メートルぐらい飛び出した木の枝を折り、謝りに行きました。2メートル50ぐらいあったと思います。高さの数値基準は難しいと思います。

委員 私が誤解していたかもしれませんが、この原案のこの2メートルの高さまでの

範囲の全部ということは、3メートルはもちろんだメになるのですよね。

事務局 この表現であれば、3メートルの範囲の高さで超えておれば、特定空家等にはしないという基準になります。地面から2メートルまでの間に、そういう30%の張り出しが出るかたちを想定しています。例えば、垣根で全部覆っているケースもありますし、垣根の一部が繁茂して一部張り出している場合もあります。地上から2メートルまでの高さであれば、一部であろうと全部であろうと、これについては特定空家等だとなります。

部会長 要するに現在の案のほうが厳しいのですか。

事務局 現在の案のほうが緩いです。

委員 もちろんそこで道路法とか何かありますけれども。

事務局 オークーではないですけども、特定空家等のこの法では、そこは特定空家等とはしないという案になります。

委員 道路管理上の問題でいくと、2メートル以上だったら切ってくださいよという、いわゆる違う法律でいくとの事ですね。

事務局 はい。

委員 この場合は、特定空家等の場合は2メートルに一応限定しておいて、あとの3メートルとかいうようなものは道路管理の問題との考え方を言うのならば、それは専門家のいうことであって、この法自体のものだけを言うと、よその法律はこうで、この法律はこうだと言っていたら、審議しなくてもよいことになる。もう専門家に任せてパブリックコメントも要りませんよ。今はこの法律でわかるものをつくろうとしているのですから、2メートルは不適切と申し上げているのです。委員が前回一つ一つのケースを考えて、それぞれのこういう案文をつくりませんかという発言もしておられるわけです。

部会長 委員はこの2メートルを3メートルにしていかがかということ提案ですか。

委員 私は、この数値目標は書く必要がないのではないかというのが意見です。

しかし、行政のほうで数値目標をしたいと、基準をつくっておけば後々行政が処理しやすいというような考え方でいくのならば、数値を入れるのも賛成です。その数値入れるのでしたら、2メートルという数値はちょっと不適切じゃないのというふうに申し上げているわけです。

部会長 何メートルがよいですか。

委員 皆さんで審議していただいたら。私は3メートルあればよいと思います。ただ数値目標を入れるか入れないかの審議をまずしてほしいと思います。

部会長 わかりました。数値を入れるべきかご意見を伺います。

委員 前回、委員がおっしゃられたように、どんな事例が一番問題になっているか、

たぶん想定されたものがあると思います。枚方市で一番まず懸念になるものがあるって、これがどうなのかというあたりから審議しないと、認定してしまったときにその認定基準がどうのこうのというトラブルは避けないとはいえないと思います。事例を見ないと2メートルがいいのか、3メートルがいいのか、その道路が車よく通行するところなのか、人だけがよく行くところなのかにもよると思うので、一概には言えないです。

それと、数値目標を入れないと、なかなか認定が難しいというマイナス点と、入れてしまうとそれが縛りになるという問題点が出てきます。委員がおっしゃられたように、逆に抽象的に別の基準を持って来るというのも一つの考え方ですけども、そうすると認定のとき紛糾します。

ある程度の数値目標を書いた上で、概ねというかたちで少しふくみを、持たすほうが現実的な運用ができるのではないかなというふうには思います。

一番よいのは、通行人の妨げというか、日常道路でたぶん分問題になることが多いので、人を想定する基準のほうがわかりやすいのではないかとはいえます。

まとまりがないのですけれど、抽象的基準のほうがトラブルはないと思うけれど、認定に困難を伴うような気がするので、数値目標を入れたほうがいいのかと感想は持っております。

委員 確かにその数字が入っていれば、当然上下というふうなかたちでの処理はしやすいと思いますけれども、結局、ふだん歩行者が多い道路とか、車が多いなど、その場所でいろいろなケース考えられるかという気がします。そういう意味で、何かうまくかけ合わせられるような表現って、できないかと感じます。

委員 すみません、ちょっとわからないのですが、ウがありまして、今、イを審議されていると思います。その下のウに、周辺の通行人や建築物に被害を与えるということで、これを通行人のほうを主にして、通行人・車も含めて、人も含めて迷惑、著しい迷惑がかかるとか、委員がおっしゃられたように、通行人ということを中心に置いて、それに対してのどういった被害があるのかというふうなことを数値にするのか、地上・延長線上も含むというふうなかたちにするのか、広く持っていく方がいいのかなという感じはします。

委員 今おっしゃられたように、先ほどご紹介いただいたケースなんかは、このウのほうにひっかかってくることですよ。委員のほうでも水平方向等のはみ出しについてはちゃんと規定が、歩道の30%までとしてありますので、私は、水平方向の基準だけでできないかなという気がします。

委員 ということは、垂直の部分はこの2メートルでもよいということですか。

委員 水平方向の線引きがあれば、それが著しく見苦しくて支障があるということ

で、危険な場合は、もうウのほうで全部ひっかかってくるので、それでできないかなという気がします。

私もこの2メートルの範囲内というのには、違和感を覚えたので、かえってこう高さの明示というのには紛らしさを生んでいるのではないかという気はいたします。

委員 路面からおおむね2メートルの高さまでの範囲ということですから、必ずトラックはひっかかりますよ。トラックを通せないようにしていいのかという話です。

委員 委員がおっしゃられたように、実際に迷惑なのは、境界を出てくる場合が迷惑になるので、ちょっと高さのほうはいいのではないかとおもいます。道路からどれだけ出ておればというところが、問題になってきます。それと、先ほど申し上げた道路幅10メートルの30%といたら3メートル、6メートルの30%やったら1.8メートルです。実際には50センチも出たら迷惑な話です。

仮に4.7メートル道路で生け垣を塀にされていても、一般的に考えて、50センチも境界から出ていたら絶対に顔に当たると思います。

部会長 委員の皆様方からの御意見お聞きしておりますと、高さはとったほうがいようなご意見が多くて、しかもその幅員となるとその30%だったら出過ぎて、もうちょっとこう緩めたほうがいいんじゃないかということです。

委員 通行者目線でお話しさせてもらいますけれど、例えば放ったらかしの木が大木であるとか、台風が去った後にすごく道路に枝が折れたり、木が折れたりということは、それはもう実際よく見たりする光景でして、そこを自転車か何かで通ろうと思ったら、本当に危ないってことがあります。その木自体が外に出ているというのは、いつそれがこう落ちてくるとかいう危険性もあるのかなというのを感じます。

だから、高さは余り関係なくて、道路にはみ出ているという時点である程度危険性というのはあるのかなとちょっと感じます。

委員 4メートル以上超える場合は工事できないと思います。高さを制限しなければ、木の上のほうを全部切る話になってきます。3メートルもあれば車も通れるじゃないですか。実水平方向だけでいくと、そしたら本当に10メートルも20メートルも上で水平に出てる分も切ってくださいよと持ち主に言うことになる。法律の趣旨からは反していると思います。

垂直と水平方向、これを合わせて考えるのが妥当だと思います。

部会長 わかりました。ほとんどの委員の皆様方からご意見をいただいたのですが、まとまりにくいような状況になってまいりました。事務局、何かありますか。

委員 前提のアイウエオというのを見ましたが、ア、イ以外は、大体すごく抽象的に

規定されています。数値目標というのは実際の運営をするときに、基準を入れても、すごく縛りになるわけですね。

だから、抽象的に、実務的なものでメルクマールをつくるという方法もあると思います。抽象的なほうが本当は運用しやすく、ただ恣意的にならないように基準はつくるという話になると思います。運用のときにもうちょっとメルクマールを具体化するという方法もありかなと思うのですけれど。

原案で数値化を図るというふうな考え方をとられた理由というのをちょっと教えていただきたいんですけども。

事務局 これにつきましては、この苦情をかなりいただいております。その中で現状、担当者の感覚的なものとしては8割方、通行人からの苦情をいただいております。2割は車からの目線で、曲がる時に見にくいという、車の目線で苦情をいただいております。可能なものについて、一定の基準化をしたというのがもともとの考え方になっています。

委員 私も数値化については賛成いたします。空家等の所有者の方に対してもしっかりとと言えるということになります。今までの実績等を見ていけば、そのあたりを一定理解されるのかなと思います。できるだけ数値化されているほうが、今後運営されるに当たってしっかりしたものになるというふうに考えます。

部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、30%であれ、2メートルであれ数値を入れる方向でどうでしょうか。

委員 私は賛成します。

委員 30%がいいかということ、道路には大きいところがあるので、もう少し落としたほうがいいかとは思いますが。

委員 では案です。もし基準を設けるならば、高さはやっぱり3メートルで、範囲がやっぱり10%だと思います。4メートル道路で40センチ、6メートル道路で60センチ、10メートル道路で1メートルです。

部会長 委員から具体的に幅員10%、高さは3メートルという御提案が出ました。事務局、委員のただいまのご意見に対して、何か不都合ございますか。

事務局 わかりました。それからその審査部会においてそういう数字をもとにこう審議をしていただくことにはなるとお思いますので、それで大丈夫ですか。

委員 ちょっとイメージがわからないというか、一番、今、想定されている事例で考えておられるのが、たぶんあると思うのですが。

事務局 幅10メートルで苦情いただくことは、ほぼ、ないです。生活道路でのケースが多いですので、生活道路がほぼ苦情の内容とすれば、47センチの範囲をこれからは特定空家等としていくということになると思います。現状の張り出しの幅

を全て測定しているわけではございませんので、事務局として47センチという数字が適切かどうかというのは、この場で判断はしかねています。

委員 最初は助言、指導、勧告、それから命令、強制代執行と、どれだけの期間でそんなところまでいけるのかということ考えると、30%だったら一年放っといたらもう40%になってしまいます。まだ勧告もあり、それからいろいろ意見聴取も受けて、そうすると何カ月、一年ぐらいかかる可能性もあります。10%でも一年間もめていたら20%になります。そう考えていくと低いほうがいい。委員の意見に賛成です。

部会長 はい、それでは採決したいと思います。我々審議会でやってはならないことは、とにかく明らかな不合理、過化しがたい欠落、見落としで、最高裁判所で取り消すこととなります。いろいろな専門家の委員の皆様方からかなり突っ込んだいろいろなご質問、ご提案が出て、もうこれで重大な見落としはないと思いますので、幅員は10%で、高さは3メートルでいきたいと思うのですが、反対のご意見はありますか。

委員 異議ありません。

部会長 整理しますと、30%から10%に、2メートルが3メートルに変更というかたちで、具体的な数値を入れていこうということで、決めたいと思います。ありがとうございました。

議事3. 協議会による市民意見の聴取について

事務局 (資料3に基づき説明)

部会長 それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、どうぞ委員の皆様方のご意見などございましたら、よろしくお願いします。

委員 13ページの法のフローとそれから手続の充実という表があります。法の手続フローに対して、それを充実させ、氏名の公表等を入れますという図だと思えます。そうすると、左のほうは法の手続フローに網掛け無しとしてもらうとその対比がよくわかると思います。

また、13ページと14ページの表の作り方が違い、統一性がないという感じはします。

2ページと16ページの表で、2ページは空家等の対策の現状で、16ページが空き地に関するとなっています。この16ページの表のタイトルも空き家のことかと思えます。

事務局 申しわけございません。これにつきましては、15ページのイに空き地対策とありまして、ページがまたがりわかりにくくなっています。この表につきまして

は、やはり空き地の相談件数の推移にはなり、参考として、2ページの空き家相談件数をつけています。

部会長 委員は、市民の皆さん方がパッと見た時に誤解しないように、よく見れば、やはり空き地にはなっていますが、誤解される恐れがあるから、わかりやすい誤解しないようにちょっと工夫していただけますでしょうか。

事務局 参考としてこの空家を2ページから持ってきているというのは必要ということではよろしいですか。この表のままの見せ方に対してちょっと工夫をいたしまして、わかりやすくさせていただきます。

委員 参考として対比させている意味はなんですか。同じようなものがあるとちょっと混乱します。2ページに空き家の相談件数が入っているので、16ページで参考に空き家の件数を対比させる意味があるのかなと思います。ちょっと市民の方がごらんになると、わからないと思われることのないようにできたらと思います。

事務局 単純に件数の比較を見ていただくようにしていますが、逆にちょっとそれがわかりにくくなってしまっていますので、これについては削除させていただきます。

委員 1ページの(1)の空家の現状についての2番目の段落ですが、これ4行、5行ほどありますが、間で切ったほうがにわかりやすいと思います。

例えば、「本市の空家率を全国平均13.5%、大阪府の14.8%と比べると比較的 low、平成20年度の結果では空家数が2万1,160戸、空家率が11%である」で、一遍切っていただいて、「このことから現状では多くの増加傾向は見られないものの、今後本市においても」と続くと、要するに上は現状で、次は空家の増加が予想されることと分けたほうが、読み取りやすいのではないですか。

委員 「ことから」という意味がないと思います。普通、何々のことからというと、それが原因でこういう結果がなりますよという話ですから、ここで切っても読みやすいという意見だと思います。

委員 本市の独自制度の中で、空き地のほうも問題を取り上げておられるのはとてもいいことだと思います。

空き地の場合は、取り上げるということをまずするかどうかの段階だと思うのですが、将来的に、空き地の場合には、地域の地域の管理をしていくような仕組みを導入していければ、地域のコミュニティ資源にもなり得るものですし、この空き地のことを取り上げておくということはとてもよいと思います。

委員 気になる空き地が昔からありまして、誰でも立ち入ることができて、向こうが崖になって危ないと感じています。空き地も管理されていないと、何らかの危険

な状態になるというような目安があるかと思うのですが。空家のほうはこれだけきちっと判断基準を設けていますので、判断基準があるとわかりやすいかと思えます。

事務局 実はこちらにつきましては、答申をいただいた後に、市として制度化をする必要があると考えています。また条例化も踏まえた話になると思います。市の考えといたしましては、空き地についてもこの空家と同様の取り扱い、措置が行えるように考えています。空き地でも雑草の繁茂があつて、施錠されていないところに誰でも入れる、雑草がすごく生い茂っているので、子供が毎回引きずり込まれるかもという相談もいただいています。該当する箇所については、空き地に関しても、外壁があるようでしたら施錠したり、雑草の繁茂についても衛生害虫が発生して越境しているという分については、同様の基準で対応できるような手続を取れるようしてまいりたいというふうに考えています。

委員 例えば擁壁の崩れかかったところあたり、御近所の方が犬を散歩させられて、放置されたフンがくさいというふうな御相談をいただいたりするので、空き地も結構問題になると感じています。

委員 市のほうから聞いているのは、まずは空き家をやって、それから後は空き地のほうをやるとのことですね。ところが空き家にはかなり詳しく書いてあるのに、空き地はえらいすらすらっというっているじゃないかと、そういう誤解を招くということがあると思います。そういう誤解を招かないためには、そういう説明みたいなものが何かいるのかなと感じます

委員 ある意味空き地対策というものが枚方の独自の目玉になろうかというふうに思います。試案を読んだときに、最後に空き地対策のあり方で終わっているんですけど、その後で、2行ぐらいの決意表明はどうでしょう。ここは売り込みのところかなと思おいます、ぜひ枚方市の決意表明をお願いいたします。

委員 今の意見には賛成です。

部会長 ありがとうございます。

事務局 協議会の意見として、いただきます。

委員 この空き地対策の原稿を書かれた趣旨というのがちょっとわかりにくいので、単なる対比ではないと思いますので。

事務局 はい、わかりました。ちょっとその辺は工夫して入れさせていただきます。

部会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうで実施に向けた手続をしくしくと進めていくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日審議しました内容ですが、判断基準につきまして、本当に活発な御意見が出て、全員一致で、例えば幅員を30%から10%とか、高さ2メー

トルを3メートルとか、具体的な数値を入れて方向性を決めました。

それから、市民意見の聴取の試案につきましても、住民にわかりやすくということではいろいろな御意見提起いただきまして、まとまったように思います。ありがとうございました。

それでは、もしその他の項目などにつきましても、本日審議した内容のほかに、もし御意見がある場合には、私のほうで事務局と一緒に整理を進めてまいりたいと思います。いつごろまでに事務局に連絡していただくこととなりますか。

事務局 市民意見の聴取の事前の手続もごさいますことから、12月22日までに御意見いただければと思います。

議事4. 今後のスケジュールについて

部会長 それでは、次第の4を事務局より説明してください。

事務局 (資料4に基づき説明)

部会長 それでは、今後のスケジュールの確認は以上といたします。

1月に市民意見の聴取が行われることとなりますので、次回の開催は2月です。後日、事務局のほうで日程調整をお願いします。

それでは、本日の案件は以上となります。事務局のほうから何か確認事項ございませんでしょうか。

事務局 今日の審議に基づく修正箇所がございますが、取り扱いについてご確認をお願いします。会長一任で修正箇所を確認していただいて、その後、12月までに配布するというかたちでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

部会長 ありがとうございます。

事務局 もう一点、意見をいただきましたのちに1月8日には公開することになりますので、これにつきましては事務局のほうで再度読み合わせをして文言の修正、文字を徹底的に確認いたささせていただいた上で、公開したいと思います。

その微妙な修正というのは、事務局に一任していただくというかたちとします。

部会長 それでは、これにて本日の審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。